

## 西条市業務継続計画（BCP）の改訂について（概要）

### 1 計画の改定趣旨

令和5年6月に災害対策本部等におけるチーム制を導入したことによる非常時優先業務の整理や重要6要素の備蓄目標を設定するため、計画を改定する。

### 2 計画の策定趣旨

大規模災害時等の危機事象の発生により、市自体が被災し業務資源に制約を受けた中でも、市民の生命・身体・財産を保護するという市の責務を果たすため、事前に必要な対策を講じ、非常時においても適正な業務の執行を図ることができるよう業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定する。

### 3 業務継続の基本方針

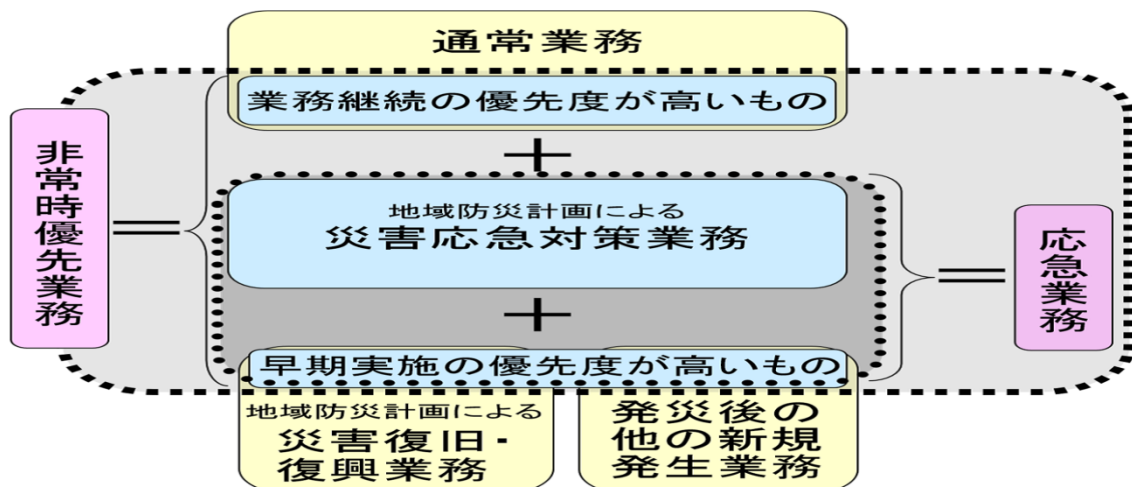
- ① 被害の拡大を防止するとともに、市民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務を最優先に実施する。
- ② 非常時優先業務の実施に必要な資源は最大限に有効活用するため、全庁横断的に調整する。
- ③ 非常時優先業務以外の通常業務は縮小・中断する。その後、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で早期の再開を目指す。

### 4 業務継続計画の対象

#### （1）組織の範囲

本計画は、本庁舎、西部支所、丹原・小松サービスセンター、消防本部、西消防署において業務を執行している市長部局、教育委員会等行政委員会、消防本部・署を対象とする。

#### （2）非常時優先業務の範囲



## 5 地域防災計画と業務継続計画との関係

### ◆業務継続計画

災害時に市の人的・物的資源が制約された状況において、市が実施すべき非常時優先業務を適切に執行できるよう、事前に対策等を定める計画

### ◆地域防災計画

市や県等防災機関が連携して実施すべき、予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画

## 6 西条市業務継続計画（BCP）の構成

### 第1章 業務継続計画の策定趣旨及び基本方針

○業務継続計画の策定趣旨、改定趣旨、基本方針、対象、地域防災計画との関係を記載

### 第2章 想定する危機事象及び被害想定

○地震被害想定から本市に最も影響の大きい「南海トラフ巨大地震」による被害を想定

### 第3章 非常時優先業務の概要

○発災後4週間までに実施又は再開しなければならない「応急業務」に加え、発災時においても「優先すべき通常業務」を非常時優先業務として選定

業務区分	業務数	割合
応急業務	170 業務	46.1 %
優先すべき通常業務	199 業務	53.9 %
合計	369 業務	100.0 %

### 第4章 業務継続のための執行体制の確保

○災害対応機能の強化について記載

- ・災害対策本部の設置場所（新館5階災害対策本部室）
- ・職員参集可能人数の把握
- ・安否確認方法（参集確認メール）の確立
- ・指揮命令系統の確立

### 第5章 業務継続のための執務環境の確保

○地震被害想定に基づき、業務資源の現状、課題及び確保対策、発災時の対応を整理

- ・各庁舎の耐震状況
- ・非常用発電設備の状況（72時間持続可能）
- ・給水施設の状況 等

### 第6章 事前実施すべき主な対策の取組方針

○主な対策を4つの取組方針に分類

○既に取り組んでいる対策を記載（各庁舎の耐震補強、参集確認システムの導入等）